

高知県における地球温暖化対策のため
の排出削減・吸収量認証制度
(高知県版J-クレジット制度)

実施規程
(プロジェクト実施者向け)

Ver. 11. 2

令和8年1月19日

目次

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	本実施規程の構成	2
1.4	国際規格への準拠	2
1.5	基本文書一覧	3
第2章	プロジェクト実施に係る一般的要項	6
2.1	手続の流れ	6
2.2	プロジェクトが満たすべき要件	6
2.3	役割と責任	16
2.4	データ管理	17
2.5	クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止	18
2.6	約款への合意	19
第3章	プロジェクトの計画書作成に係る要求事項及び手続	20
3.1	必要な手続	20
3.2	方法論の選択	20
3.3	プロジェクト計画書の作成	21
第4章	プロジェクト登録に係る要求事項及び手続	24
4.1	必要な手続	24
4.2	プロジェクト計画開始届	24
4.3	妥当性確認	24
4.4	プロジェクト登録の申請	26
第5章	モニタリングに係る要求事項及び手続	28
5.1	必要な手続	28
5.2	モニタリングの実施	28
5.3	モニタリング報告書の作成	28
第6章	認証に係る要求事項及び手続	30
6.1	必要な手続	30
6.2	認証の要件	30
6.3	検証	31
6.4	認証の申請	33
6.5	計画変更を伴う場合	33
第7章	クレジットの移転に係る要求事項及び手続	37
7.1	必要な手続	37
7.2	口座の開設	37

7.3	クレジット移転	37
第8章	森林管理プロジェクトに係る特別措置	38

第1章 総則

1.1 目的

高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（高知県版J－クレジット制度）実施規程（プロジェクト実施者向け）（以下「本実施規程」という。）は、高知県版J－クレジット制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定められているプロジェクトの要件及び手続の流れに基づき、プロジェクト実施者がプロジェクト（プログラム型プロジェクトを除く。以下同様。）を実施する際の要求事項及び従うべき具体的な手続について定めるものである。プログラム型プロジェクトを実施する際の要求事項及び従うべき具体的な手続については、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J－クレジット制度）実施規程（プログラム型プロジェクト用）に定める。

なお、森林管理プロジェクトの場合は、別途記載のない限り、「排出・除去活動」を「吸収活動」、「排出削減・除去量」を「吸収量」と読み替える。

1.2 用語の定義

本実施規程で使用する用語の定義は、実施要綱に定めるもののほか、次の定義に従うものとする。

用語	定義
経済的障壁	プロジェクトを実施することに伴う投資費用の負担又はランニングコストの増加等によりプロジェクトの実施を妨げる事情
一般慣行障壁	技術に対する認知度の不足、業界特有の商慣行の存在等によりプロジェクトの実施を妨げる事情
更新プロジェクト	プロジェクト実施前に存在する設備の全部又は一部に代わって排出削減に寄与する新しい設備を導入するプロジェクト
新設プロジェクト	設備を導入するプロジェクトのうち、更新プロジェクト以外のプロジェクト
標準的な設備	新設プロジェクトを開始する時点で選定される可能性が高い標準的な設備
排出削減・除去見込み量	プロジェクト計画書の作成時に試算する排出削減・除去量の想定値
影響度	排出削減見込み量に対する排出量の割合
プログラム型運営・管理者	プログラム型プロジェクトを実施するに当たり、1つのプロジェクトとして取りまとめられる削減・吸収活動を適切に運営・管理する者
MRV支援システム	プロジェクト実施者の利用申請に基づき、指定の方法論のプロジェクトについてモニタリング報告書・認証申請書・排出削減活動リスト

	の作成と、審査機関の検証実施のための情報提供や一部検証報告書項目の入力に対する支援を行うシステム
MRV 支援システム 運営者	制度管理者の認定を受けて MRV 支援システムの運営・管理を行い、MRV 支援システムを用いたプロジェクトの検証時には、プロジェクト実施者とともに審査機関に対して情報の提供を行う者

1.3 本実施規程の構成

本実施規程の構成は、以下のとおりである。

第1章 総則	目的や引用規格等について示す。
第2章 プロジェクト実施に係る一般的 requirement 事項	プロジェクト実施に当たりプロジェクト実施者に求められる一般的な requirement 事項及び手続の流れについて示す。
第3章 プロジェクト計画書作成に係る要求事項及び手続	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書を作成する際の要求事項及び手続を示す。
第4章 プロジェクト登録に係る要求事項及び手続	プロジェクト実施者がプロジェクト登録の申請を行う際の要求事項及び手続を示す。
第5章 モニタリングに係る要求事項及び手続	プロジェクト実施者がモニタリングを行う際の要求事項及び手続を示す。
第6章 認証に係る要求事項及び手続	プロジェクト実施者が認証の申請を行う際の要求事項や手続を示す。
第7章 クレジットの移転に係る要求事項及び手続	プロジェクト実施者がクレジットの移転を行う際の要求事項及び手続を示す。
第8章 森林管理プロジェクトに係る特別措置	森林管理プロジェクト実施者に対する追加的な要求事項や手続を示す。
附則 改訂履歴	

1.4 國際規格への準拠

本実施規程は、プロジェクトレベルでの排出削減量の算定・報告に関する国際標準である ISO 14064-2:2019 に準拠して作成している。

- ISO 14064-2:2019 温室効果ガス — 第二部:プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引 —

本実施規程においては、下記のように、ISO 14064-2:2019 の要求事項並びに J-クレジ

ット制度及び高知県版J-クレジット制度において追加的に要求される事項を、プロジェクト実施者が満たすべき要求事項として本文に記載し、各要求事項に対する補足説明を点線枠内に記載している。

また、一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項や手続については、二重線枠内に記載している。

(例)

X.X 見出し

本文（※プロジェクト実施者が満たすべき要求事項や実施すべき手続）

（例）□□□を実施する場合、△△△に従わなければならない。（※下線部分については、以下の点線枠内に解説等を記載）

（1）□□□

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

（2）△△△

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

＜一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項・手続＞

一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項・手続を二重線枠内に記載

【（例）森林管理プロジェクトを行う場合のみ参照】

本文（※上記に該当するプロジェクト実施者が追加で満たすべき要求事項や実施すべき手続）

（例）○○○を実施する場合、■■■に従わなければならない。（※下線部分については、以下の点線枠内に解説等を記載）

（イ）○○○

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

（ロ）■■■

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

1.5 基本文書一覧

高知県版J-クレジット制度における文書類は以下のとおりである。このうち、プロジェクト実施者がプロジェクトを実施する上で、従うべき要件を定めた制度文書は以下の①、②（プロジェクト実施者向け）、③、④である。

なお、以下の基本文書は、国制度で定める当該文書を準用するものとする。その場合、当

該文書中にある「J－クレジット制度」を「高知県版J－クレジット制度」、「東京地方裁判所」を「高知地方裁判所」と読み替える。

- ②実施規程（プログラム型プロジェクト用）
- ②実施規程（審査機関向け）
- ③モニタリング・算定規程
- ④方法論
- ⑤約款（プロジェクト実施者向け）
- ⑤約款（プログラム型運営・管理者向け）
- ⑤約款（審査機関向け）

文書名	規定内容	利用者
① 実施要綱	高知県版J－クレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びに高知県版J－クレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの	プロジェクト実施者※ 審査機関
② 実施規程	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの（本文書）	プロジェクト実施者
	プログラム型プロジェクトの実施に係るプロジェクト計画書の作成から排出削減・除去・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プログラム型運営・管理者及び会員
	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
③ モニタリング・算定規程	方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者※
④ 方法論	排出削減・除去・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者※
⑤ 約款	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①、②、③、④の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
	プログラム型運営・管理者が、制度管理者との関係で契約の形で①、②、③、④の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プログラム型運営・管理者

		審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で ①、②の文書に規定された事項を遵守すべきこ とを定めるもの	審査機関
--	--	--------	---	------

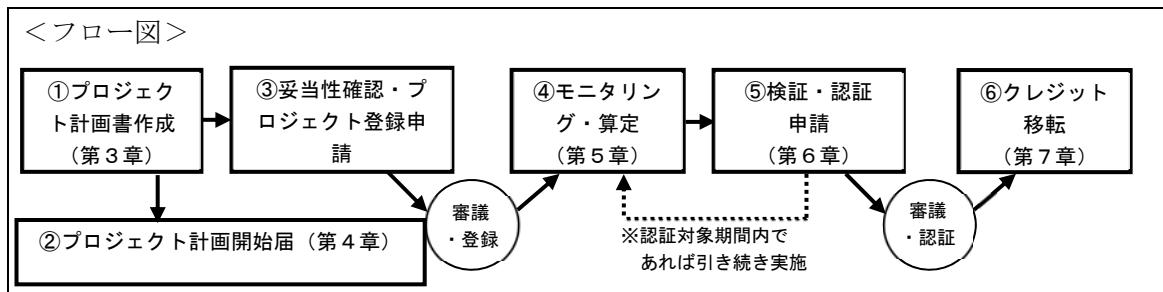
※プログラム型プロジェクトのプログラム型運営・管理者及び会員を含む。

第2章 プロジェクト実施に係る一般的な要求事項

2.1 手続の流れ

プロジェクト実施者が従うべき手続の流れは以下のとおり。

- ① プロジェクト計画書の作成
- ② プロジェクト計画開始届提出
- ③ 妥当性確認・プロジェクト登録の申請
(審議・登録)
- ④ モニタリング・算定
- ⑤ 検証・認証の申請
(審議・認証)
- ⑥ クレジットの移転



2.2 プロジェクトが満たすべき要件

プロジェクトは、実施要綱第3章 3.1.3 に規定する以下の要件を満たさなければならない。

- ① 高知県内で実施されること。
- ② プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること（ただし、森林管理プロジェクト及び実施要綱 Ver. 3.0 の有効期限以前に登録申請したものと除外）
- ③ 認証対象期間に関する実施要綱 1.6 の規定に合致していること。
- ④ 類似制度において、同一内容の排出削減・除去・吸収活動によるプロジェクトが登録されていないこと。
- ⑤ 追加性を有すること。
- ⑥ 本制度が対象とする方法論に基づいて実施されること。
- ⑦ 環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。
- ⑧ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑨ （方法論が定める場合のみ）永続性担保措置が取られていること。
- ⑩ 国制度において登録を受けていないこと。

⑪ その他制度の定める事項に合致していること。

2.2.1 高知県内で実施されること

本制度の対象となるプロジェクトは、高知県内で実施されるものでなければならず、日本国内の他の都道府県や海外で実施されるものは対象外とする。

2.2.2 プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること（ただし、実施要綱 Ver. 3.0 の有効期限以前に登録申請したものを除く）

本制度の対象となるプロジェクトは、プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであり、それ以前に開始された取組は対象外とする。ただし、森林管理プロジェクト及び実施要綱 Ver. 3.0 の有効期限以前に登録申請したものについては、この限りでない。

（1）プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施

プロジェクトが実施された日は、温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの除去をもたらす活動が実質的に開始された日とする例えば、設備の導入を伴うプロジェクトの場合、設備が最初に稼働した日とする。ただし、リース契約に基づく設備の導入を伴うプロジェクトの場合には、リース契約の開始日とする。

なお、森林管理プロジェクトについては、日本温室効果ガスイベントリに計上される吸収量の増大に資する観点から、各方法論において算定対象となる活動の内容と時期が規定されているため、本要件は適用しない。

「プロジェクト登録を申請した日」は、プロジェクト計画書の表紙に記載したプロジェクト登録申請日とする。

※ プロジェクトの対象設備を追加し、再妥当性確認を伴う計画の変更を行った場合、追加分の設備については、プロジェクト登録を申請した日を、再妥当性確認を経て再登録の申請を行った日と読み替えること。

2.2.3 認証対象期間に関する実施要綱 1.6 の規定に合致していること

本制度の対象となるプロジェクトにおける認証対象期間の考え方は、実施要綱 1.6 の規定に合致していることが求められる。

なお、実施要綱 1.6 に規定される認証対象期間の延長のうち、ベースライン再設定による認証対象期間の延長を実施する場合、プロジェクト実施者はプロジェクト計画変更届を審査機関に提出し、必要に応じて再妥当性確認を受けなければならない（プロジェクト計画変更に係る手続は本実施規程 6.5 を参照）。また、これらの手続は、延長前の認証対象期間の終了日の1年前の日以降、本実施規程 6.4 に定める認証申請の期日まで実施することができる。なお、プロジェクト計画変更届の提出は検証の手続と併せて行うことを原則とするが、

特段の事情に応じて検証の手続時以外のタイミング（ただし認証申請することができる期間内）での提出を認めるものとする。

（1）検証審査と併せてプロジェクト計画変更届を提出する場合

高知県版J-クレジットの認証に係る検証審査と併せて、ベースライン再設定による認証対象期間の延長に係るプロジェクト計画変更届を提出する場合、当該検証審査を経た認証申請日が、延長前の認証対象期間の終了日を基準として1年前の日から、本実施規程6.4に定める期日までのいずれかの日となる。

（2）プロジェクト計画変更届のみを提出する場合

ベースライン再設定による認証対象期間の延長に係るプロジェクト計画変更届のみを提出する場合、審査機関による当該内容の確認結果を制度管理者へ提出した日が、延長前の認証対象期間の終了日を基準として1年前の日から、本実施規程6.4に定める期日までのいずれかの日となる。

ベースラインの再設定に際しては、方法論の設計ごとに以下のとおり行う。

（1）ベースラインの「設備」や「燃料種」を想定する方法論

省エネルギー分野の方法論や再生可能エネルギー熱を利用する方法論等、ベースライン排出量の算定に際して「設備」や「燃料種」を想定する方法論においては、当該方法論における「新設プロジェクト」の考え方従い、当該時点における標準的な設備を想定する。想定した標準的な設備に由来する排出量と比較して、プロジェクト実施後排出量の方が小さい場合には、当該プロジェクトの認証対象期間を延長することが認められる。

なお、当該時点とは、ベースライン再設定による認証対象期間の延長前の認証対象期間の終了日を基準として、原則前後1年以内とする。

（2）系統電力の代替を行う方法論

再生可能エネルギー発電設備を導入する方法論等、系統電力の代替を行う方法論においては、ベースラインの再設定を行う必要はなく、引き続き同様のベースライン排出量及び排出削減量を算定することとする。

（3）二酸化炭素の回収及び貯留・固定化を行う方法論

大気中や化石燃料・バイオマスの燃焼から二酸化炭素を回収し、貯留・固定化することで排出削減や除去を行う方法論においては、ベースラインの再設定を行う必要はなく、引き続き同様にベースライン排出量・除去及び排出削減・除去量を算定することとする。

(4) ベースラインの再設定が困難な方法論

新設プロジェクトを想定していない方法論等、ベースラインの再設定が困難な方法については、以下のとおり対応する。

①公的な統計・調査等に基づき合理的にベースラインの再設定ができる場合

政府や業界団体等が実施した統計・調査等に基づき、当該時点におけるベースラインの「設備」や「燃料種」、「エネルギー消費効率」等が合理的に設定でき、かつ、当該設定に基づく排出量と比較して、プロジェクト実施後排出量の方が小さい場合には、当該プロジェクトの認証対象期間を延長することが認められる。

なお、当該時点とは、ベースライン再設定による認証対象期間の延長前の認証対象期間の終了日を基準として、原則前後1年以内とする。

②①によってもベースラインの再設定ができない場合

①によってもベースラインを合理的に設定することができない場合には、認証対象期間を延長することは認められない。

(1) ベースラインの「設備」や「燃料種」を想定する方法論

<EN-S-001（ボイラーの導入）の例>

EN-S-001（ボイラーの導入）では新設プロジェクトにおけるベースライン（標準的な設備）を次のとおり想定している。

①設備群：化石燃料を使用するボイラー

②設備の特定：設備稼働時までに都市ガス又はLNGのパイプラインが敷設された場合には都市ガス又はLNGを、敷設されていない場合にはLPGを燃料とする、プロジェクトで使用するボイラーと同等規模のボイラー

③設備効率の特定：申請時点で販売されている複数（原則として3つ以上）の設備を選定し、その設備のカタログ値の平均

例えば、都市ガスのパイプラインが敷設されている事業所で、古くから使用していたA重油ボイラーから都市ガスボイラーXへ更新するプロジェクトにおいて、ベースライン再設定による認証対象期間の延長を行う場合、新たなベースラインの設備及び燃料種は「都市ガスボイラー」と特定される。仮に当該時点で販売されている同等のボイラーにおける設備効率の平均が95%と特定された場合、「設備効率95%の都市ガスボイラー」が新たなベースラインとなる。このため、「設備効率95%の都市ガスボイラー」に由来するベースライン排出量と比較して、都市ガスボイラーXのプロジェクト実施後排出量が小さい場合に、当該プロジェクトは認証対象期間の延長が認められる。

(2) 系統電力の代替を行う方法論

再生可能エネルギー発電設備を導入する方法論等の場合、ベースラインの排出量は、プロ

ジェクトを実施した時期に対応する期間における系統電力の排出係数を適用して算定する。これは、常にベースライン排出量の見直しを実施していることと等しいと考えられるところから、これらの方法論においては、ベースライン再設定による認証対象期間の延長に際して、新たにベースラインを設定する必要がないと考えられる。

なお、本制度においては2つ以上の方法論を組み合わせてプロジェクトを実施することも認められているが、認証対象期間が適用されない方法論(EN-S-040、AG-004)については、他の方法論と組み合わせてはならない(認証対象期間が適用されない方法論同士を組み合わせることもできない)。

2.2.4 類似制度において登録されていないこと

プロジェクト実施者が本制度で登録しようとする排出削減・除去・吸収活動が、他の類似制度又は本制度にも登録されている場合、本制度の登録を受けることはできない。同一内容の排出削減・除去活動とは、同一の設備(ボイラ、空調設備、照明設備、太陽光発電設備等)による活動が典型例となる。吸収活動については、本制度で認証対象期間が終了したプロジェクトと同じ森林経営計画対象林における活動であっても、森林経営計画に基づく間伐等の計画により改めて方法論適用条件が満たされる場合は、本制度に登録されていたプロジェクトと同一の吸収活動とは見なされない。

(1) 他の類似制度

他の類似制度としては、例えば、以下が挙げられる。

- グリーン電力証書
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度
- (森林管理プロジェクトの場合) 高知県協働の森CO₂吸収量認証制度

プロジェクト実施者は、原則として自ら二重登録・認証を回避するための方策を講じなければならないが、プログラム型プロジェクト間での二重登録等、確実な確認が難しい場合には次のとおり、制度管理者による重複認証を排除するための確認作業への協力を通じて二重登録・認証がなされていないことを示さなければならぬ。

(1) 他の類似制度との間での確認

プロジェクト実施者が認証申請を行う際に、対象となる排出削減・除去・吸収活動が、他の類似制度でも登録・認証されている懸念について制度管理者から通知を受けた場合、プロジェクト実施者は事実関係を確認し、結果を制度管理者及び審査機関に対して報告しなければならない。

(2) 本制度のプロジェクト間での確認

制度管理者が実施する本制度のプロジェクト間での重複認証の確認の際に、対象となる排出削減・除去・吸収活動が、本制度の別プロジェクトでも登録・認証されている懸念について制度管理者から通知を受けた場合、プロジェクト実施者は以下の対応をとらなければならない（自らの認証申請に伴い通知を受けた場合だけでなく、他者の認証申請に際して通知があった場合であっても、対応しなければならない）。

1. 事実関係の確認を行う。
2. 実際に重複していた場合、排出削減・除去・吸収活動がどのプロジェクトに帰属するのか、プロジェクト実施者間で協議、決定する。
3. 1. 2.の結果について制度管理者及び審査機関に対して報告する。

2.2.5 追加性を有すること

各プロジェクトにおける追加性の有無については、原則、経済的障壁の有無によって評価する。ただし、方法論において評価の方法を別途定めている場合は、それに従う。また、方法論において追加性の評価は不要とされている場合は、プロジェクトごとに追加性の評価を行わなくても、追加性を有するものと見なす。

なお、法令で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。

（1）経済的障壁を有することの判断基準は以下のとおり。

①設備の導入を伴うプロジェクト

導入する設備の投資回収年数が3年以上であること又はプロジェクトの実施前後でランニングコストが増加すること。

更新プロジェクトにおける投資回収年数は、原則、次式により算定する。

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

投資回収年数の算出においては、以下の点に留意すること。

- ・ 原則、設備投資ごとに評価を行うこと。
- ・ 設備導入に対する補助金の交付を受けた場合には、その金額を設備費から減じること。
- ・ プロジェクト計画書作成時点で既存設備を第三者に売却していた場合は、売却益を設備費から減じること。
- ・ プロジェクトの実施に直接的に関係するもののみを評価対象に含めること。
- ・ 算定に用いる金額は、原則、契約金額を用いること。
- ・ プロジェクト実施前の燃料・電力単価は、下記のいずれかを用いて算定すること。
—プロジェクト開始前の直近1年間の平均購入単価

ープロジェクト開始時点で新たに燃料・電力を購入しようとした場合の単価（燃料・電力会社が一般に公表している単価等）

- ・プロジェクト実施後の燃料・電力単価は、プロジェクト実施直後の購入契約単価を用いて算定すること。
- ・ランニングコストの削減額を評価する際には、プロジェクトの実施前後で同等の活動量を想定すること。
- ・方法論 EN-R-002（太陽光発電設備の導入）、EN-R-008（風力発電設備の導入）において、追加的な設備投資の実施によってプロジェクト登録を行う場合、「設備投資費用」には当該追加的な設備の設備費用が、「年間のランニングコスト削減額」には、①太陽光発電設備導入前のランニングコストと②追加的な設備投資後のランニングコストの差額が、それぞれ該当する。

（1）投資回収年数

投資回収年数は、原則、設備投資ごとに評価を行う。ただし、以下のように、プロジェクトによる削減効果が複数の方法論、設備又はプロジェクト実施主体等にまたがっており一体不可分な場合は、一体として投資回収年数の評価ができる。

① 複数の方法論にまたがる設備導入を行う際に、技術的な連携がある場合

（技術的連携の有無の判断の具体例）

- ・稼働量が一定とならない再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備と、不足する熱量を補うボイラー等熱源設備を同時に導入するプロジェクトのように、一方の設備の稼働に対してもう一方の設備の稼働が必要不可欠である場合は、技術的連携があると考えられる。
- ・空調と照明を同時に導入するプロジェクトのように、同じ敷地や建屋内に同時に設置する設備であっても、それぞれが独立して稼働し、影響を及ぼし合わない場合は技術的連携がないと考えられる。

② 複数の設備の導入を行う際に、技術的な連携がある場合

（技術的連携の有無の判断の具体例）

- ・共通の生産プロセス用の熱源として5台のボイラーを導入するプロジェクトにおいて、1台目の導入時点で5台分の燃料供給設備等の投資を行い、2台目以降は設備本体のみの投資となる場合は、ボイラー5台の導入と燃料供給設備等の導入は技術的な連携があると考えられる。
- ・一方、同様に5台のボイラーを導入するプロジェクトであっても、共通の生産プロセスに用いられず物理的に独立している場合は、技術的な連携はないと考えられる。

③ プロジェクト実施者以外の者がイニシャルコスト又はランニングコストを負担している場合

(具体例)

- ・街路灯の更新プロジェクトにおいて、プロジェクト実施者である地方公共団体がイニシャルコストを負担しているが、ランニングコストは管理組合が負担している場合。
- ・バイオマスペレットを使用するプロジェクトにおいて、プロジェクト実施者はペレット使用者であるが、ペレット供給者の負担によってペレット使用者のコストが小さくなっているような場合。

(2) プロジェクトの実施に直接的に関係するもの

- ・プロジェクトの実施と直接的に関係する設備投資費用には以下のものが想定される。
- ・プロジェクトと直接関係がない範囲を含む場合は、合理的根拠により按分することが必要。ただし、按分が不可能な場合については、追加性の評価が有利にならないように算定を行うこと。

設備投資費用に含める範囲の例

費目	具体例
設備費	・設備取得費
付帯設備費	・燃料投入装置 ・燃料タンク ・制御・操作盤 ・受変電設備 ・計量器（モニタリング用） ・モニター（エネルギー消費量の把握に必要なものに限る） ・配管、配電線
設置・補修工事費	・設置工事費（原則、設備投資費用を計上する設備及び付帯設備の設置に対するもの） ・補修工事費（設備設置に必要不可欠なもの）

ランニングコストに含める範囲の例

費目	具体例
燃料費	・燃料費
運転保守費	・専属オペレーターの人工費 ・メンテナンス費用（対象設備に対するメンテナンス契約費用等）
その他	・設備を設置した土地の賃料 ・消耗品（白熱電球の交換費用等） ・原料費（BDF 製造に用いる廃油調達コスト等）

※プロジェクト実施に伴い外部へ供給する電力、熱等による収入は、プロジェクト実施後のランニングコストから控除すること。

(3) 契約金額を用いること

- ・店頭で商品を購入し代金を支払うような売買契約の場合は支払金額を用いることができる。

(4) プロジェクト実施後の燃料単価

- ・投資回収年数の判断時点で燃料の購入契約がなされていない場合は、その時点で適切な単価を用いて試算することができる。

②設備の導入を伴わないプロジェクト

プロジェクトの実施前後でランニングコストが増加すること。

(5) リース契約に基づいて費用を負担する設備の導入を伴うプロジェクト

①設備費用を負担した貸し主がプロジェクト実施者に含まれる場合

設備費用を負担したリース設備の貸し主は単独でプロジェクトを登録できず、リース設備を使用する借り主と共同してプロジェクトを登録する必要がある。なお、経済的障壁を有することの判断基準は、導入する設備の投資回収年数が3年以上であることとする。なお、投資回収年数の算定において、設備投資費用は貸し主が負担した費用、年間のランニングコスト削減額は借り主が負担したコストとする。ただし、当該設備を複数の使用者が使用する場合は、プロジェクト実施者に含まれる借り主の使用比率を特定し、設備費用の総額に当該使用比率を乗じた金額を設備投資費用として算定する。

②設備を使用する借り主のみがプロジェクト実施者を構成する場合

プロジェクト実施者が、リース設備の貸し主を含まず、借り主のみで構成される場合、借り主の費用負担を考慮して経済的障壁の有無を判断する。なお、経済的障壁を有することの判断基準はプロジェクトの実施前後でランニングコストが増加することを基本とする。ただし、リース契約において、中途解約の禁止や解約時の違約金が定められている場合は、リース総額又は解約費用のいずれか小さい方を設備投資費用とみなしても良い。その場合は、投資回収年数を定めた算定式において、設備投資費用をリース総額又は解約費用のいずれか小さい方の金額とし、投資回収年数が3年以上であることを基準とする。

③森林管理プロジェクト

各方法論の規定によること。

(2) 一般慣行障壁を有することによる追加性の評価が方法論において定められている場合、障壁の有無の証明においては以下の点に留意すること。

- ・当該技術の普及を妨げる障壁が特定できること。
- ・特定した障壁により、実際に普及が妨げられていることが合理的に説明できること。

（3）地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合は、制度内容も踏まえ追加性を満たすかを確認する必要がある。

以下では、延べ面積 2,000 m²未満の中小規模建築物を対象にした、東京都の建築物環境報告書制度（2025 年 4 月施行）を例に、地方公共団体等が再生可能エネルギーの導入や一定の省エネルギー性能を義務化している場合における追加性の考え方を整理する。

東京都制度及び同制度と同様に新築住宅への再生可能エネルギー設備の導入や一定の省エネルギー性能を義務付けている制度下における取組については、同様の整理とし、異なる考え方で制度設計されている場合は、プロジェクト実施者にて内容を整理の上、制度管理者に照会すること。

＜考え方の整理＞

東京都建築物環境報告書制度において、利用が促進されている太陽光、太陽熱、地中熱等の設備や省エネルギー性能の高い建築物について、当該制度の対象地域における設備導入の取組が追加性を有するか否かについては、方法論で別途定める場合を除き、以下のとおり。

- ・ 新築建築物への導入：一律で追加性を有さないこととする
- ・ 既存建築物への導入：確認済み証の発行日が
 - 2024 年度以前の場合：一律で追加性を有することとする
 - 2025 年度以降の場合：一律で追加性を有さないこととする

※当該建築物が既存であることは、建築確認済証を持って示すこと。証憑を提示することができない場合、プロジェクト登録することはできない。

2.2.6 方法論に基づいて実施されること

本制度の対象となるプロジェクトは、国制度において承認された方法論のうち、実施要綱 3.1.2 に規定する方法論に基づいて実施されるものでなければならない。プロジェクトが基づく方法論は、妥当性確認申請時において適用可能なバージョンのものとする。

（1）国制度において承認された方法論

国制度において承認された方法論については、

<http://japancredit.go.jp/menu04/methodology.html> を参照のこと。

ただし、新規に提案された方法論案がパブリックコメントにかけられている場合は、当該方法論案に基づいてプロジェクト計画書を作成し、妥当性確認を受けることができる。なお、当該方法論案が承認されなかった場合は、プロジェクト登録もなされない。

2.2.7 環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること

プロジェクト実施者は、プロジェクト実施による人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよ

う、環境社会配慮を行い持続可能性を確保しなければならない。そのため、各種の関連する法令等を遵守し、また合理的な範囲内でできるだけ幅広く利害関係者と協議を実施しなければならない。

法令等の遵守についてはそれを誓約する文書をプロジェクト計画書に添付して提出し、また利害関係者と協議を実施したことはプロジェクト計画書に記載すること。環境影響評価を実施したプロジェクトについては評価書等をプロジェクト計画書に添付して提出すること。

2.2.8 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録に当たって、妥当性確認機関へプロジェクト計画書を提出し、妥当性確認を受けなければならない。妥当性確認時に、プロジェクト計画書において本制度の要求事項を満たしていない箇所があることが判明した場合には、妥当性確認機関の指摘に基づき、プロジェクト計画書を修正しなければならない。原則として、すべての修正がなされるまで、妥当性確認は完了しない。

（1）妥当性確認機関

国制度に登録されている妥当性確認機関については、

<http://japancredit.go.jp/menu04/vvb.html> を参照のこと。

（2）妥当性確認

妥当性確認の手続等については、本実施規程 4.3 を参照のこと。

2.2.9 (方法論が定める場合のみ) 永続性担保措置が取られていること

具体的な内容は各方法論を参照すること。

2.2.10 国制度において登録を受けていないこと

国制度において登録を受けているプロジェクトは、本制度の下で登録を受けることはできない。

2.2.11 その他制度の定める事項に合致していること

プログラム型プロジェクトを実施する場合に満たさなければならない要件は、実施規程（プログラム型プロジェクト用）に定める。

2.3 役割と責任

プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書の作成、モニタリングの実施及びモニタリング報告書の作成を行い、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の記載内容について責任を負う。なお、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書には、制度管理者が指定す

る所定の様式を使用しなければならない。

2.4 データ管理

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請及び認証申請の際に必要となるデータについては、適切にデータ品質の管理をしなければならない。また、これらのデータについては、認証対象期間終了後2年間保存しなければならない。

(1) データ品質の管理

データの品質を管理する上では、以下の事項を実施することが望ましい。

① モニタリング・算定・報告に必要な体制の構築

- データの漏れや間違い等をなくすためには、データを収集・把握する方法及びモニタリング報告書等を作成する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効である。具体的には、以下の事項を実施することが望ましい。
 - ❖ 責任者や担当者の任命：必要な役割を整理し、役割ごとに担当者を定める。責任者となった者は、モニタリング報告書の作成やデータの管理・保管等の実施に責任を持ち、未実施の場合には関係者に是正させる。また、モニタリングポイントの管理責任者及び担当者を任命して、モニタリングの把握、計量器の維持管理を行う。
 - ❖ 手続の確立：誰が何をいつ実施するかを定め、担当者の変更等があっても円滑に事業が実施できる体制を構築する。
 - ❖ チェック体制の整備：収集されたデータが必ず確認されるような仕組みを構築する。

② 品質保証 (QA)・品質管理 (QC)

- データの正確性を確保するためには、整備した体制が適切に機能していることの確認と、個々のデータに間違い等がないことの確認を行うことが重要である。一般的に、前者を品質保証 (Quality Assurance : QA)、後者を品質管理 (Quality Control : QC) という。

(品質保証 (QA) / 品質管理 (QC) の具体例)

- 定期的に (1~2年に1回程度)、以下を実施する。
 - i) データを記録・入力した本人とは別の者が、全ての記録の中から任意にデータを取り出し、定められた方法どおりに記録、入力等が行われているか、入力ミスがないか等を確認する。
 - ii) 上記において、データの間違いや体制の不備等が発覚した場合は、担当者へ対応見直し等を実施させるとともに、必要に応じて責任者に対して体制の見直し等を実施させる。
- 責任者は各モニタリング担当者に対して (変更があれば都度)、適切なモニタリングができるように、制度の内容、モニタリング手順、計量器の維持・管理、モニタリング報告書の記載方法等についての説明を行う。

③ 計量器の維持・管理

- 正確なモニタリングを行うためには、一定の精度が確保された計量器を使用することが求められる。特定計量器を使用する場合は、計量法に基づく検定等を受けていることや、当該検定が有効期限内であることが必要である。特定計量器以外の計量器を使用する場合は、関連する国際規格（例えば、国際標準化機構）、国内規格（例えば、日本工業規格）又は業界標準等の適切な慣行により校正された機器を使用することが必要である。
- 計量器が故障する場合も想定されるため、計測データが異常値となっていないか、定期的に確認することが望ましい。

（2）認証対象期間終了後2年間保存

クレジット認証申請時においても、プロジェクト計画書作成時のデータの確認が必要となる場合（例えば、ベースライン見直しによる計画変更時等）又はクレジット認証期間終了後においても制度管理者等による情報確認が必要となる場合が想定されるため、本制度の利用において必要なデータについては、認証対象期間終了後も2年間保存しておく必要がある。

【森林管理プロジェクトの計画を行う場合のみ参照】

森林管理プロジェクトのプロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請及び認証申請の際に必要となるデータについて、認証対象期間終了後10年間保存しなければならない。

また、方法論FO-001（森林経営活動）に基づき、主伐後に再造林を計画してプロジェクト計画の登録を行う森林から除外し、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等（森林経営計画の認定基準として森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第38条第5号、同第39条第1項、同第39条第2項第2号において定められている主伐の下限林齢をいう。以下同じ。）に相当する炭素蓄積量（二酸化炭素トンに換算したものをいう。以下同じ。）を当該林分で発生する実質的な排出量に係る補填量の算出に使用したプロジェクト実施者は、当該林分の林齢が標準伐期齢等に到達するまでの生育に係る情報について、当該期間を通して保存しなければならない。

2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止

プロジェクト実施者は、本実施規程6.2.1に規定されるように、他の類似制度又は本制度において認証を受けた期間については、本制度においての認証を受けてはならない。

クレジット分の排出削減・除去・吸収量を主張できる主体は無効化時に無効化対象に指定された者のみであり、その他の者が主張してはならない。

創出したクレジットを他者に譲渡（売却）した場合には、他者に譲渡（売却）したプロジェクト実施者は、原則として譲渡（売却）したクレジット分を自らの排出削減・除去・吸収量として主張してはならない。また、創出したクレジットを他者に譲渡（売却）しない場合にも、自らの排出削減・除去・吸収量として主張するには、クレジットの無効化をする必要

がある。

(1) 自らの排出削減・除去・吸収量として主張してはならない

プロジェクト実施者が創出したクレジットを他者に譲渡（売却）した場合、プロジェクトの温室効果ガス削減・除去分又は吸収分の環境価値は譲渡先（売却先）に帰属することとなるので、プロジェクト実施者はその分の環境価値を主張してはならない。

例えば、プロジェクトの実施により 100t-CO₂ の排出削減量が認証された場合に、プロジェクト実施者が 100t-CO₂ の排出削減を主張し、クレジット購入者がクレジット 100t-CO₂ 分を自らの削減量として主張した場合、プロジェクト実施者とクレジット購入者の両方が 100t-CO₂ の排出削減を主張することとなる。この場合、実際は 100t-CO₂ の排出削減量に対して 200t-CO₂ の排出削減量が主張されてしまうため、これを禁止するものである。

主張できる内容と、主張できない内容の例は以下のとおり。

- 主張できる内容：(例 1) 当該事業は、高知県版 J ークレジット制度に登録されたプロジェクトとして、地球温暖化対策に貢献しています。(例 2) 当該事業は、高知県版 J ークレジット制度に登録されたプロジェクトとして、○年○月～○年○月で約 XX トンの CO₂ 排出削減（又は吸収）クレジットの創出及びその譲渡・売却を通じ、地球温暖化対策に貢献しています。
- 主張できない内容：(例) 当該事業により CO₂ を削減しています。

なお、都道府県等の地域内での排出削減・除去・吸収への貢献は、譲渡（売却）先が同じ地域内でクレジットを使用（無効化）した場合には、主張できる（当該地域も、地域内で移転ないし無効化されたクレジットの環境価値は、地域内の排出削減・除去・吸収量として計上できる）。

また、プロジェクト実施者が地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定報告公表制度や地方公共団体の条例に基づく計画書制度、及び自ら発行する環境報告書等において自らの排出量を報告する場合、クレジットを他者に譲渡（売却）した場合にはクレジット分を排出量と見なし、上乗せして報告することとなる。報告制度側において、当該手続が定められている場合は、それに従わなければならない。

なお、国の計画又は法律等において各取組の効果を重複記載することが認められている場合においては、この限りではない。

2.6 約款への合意

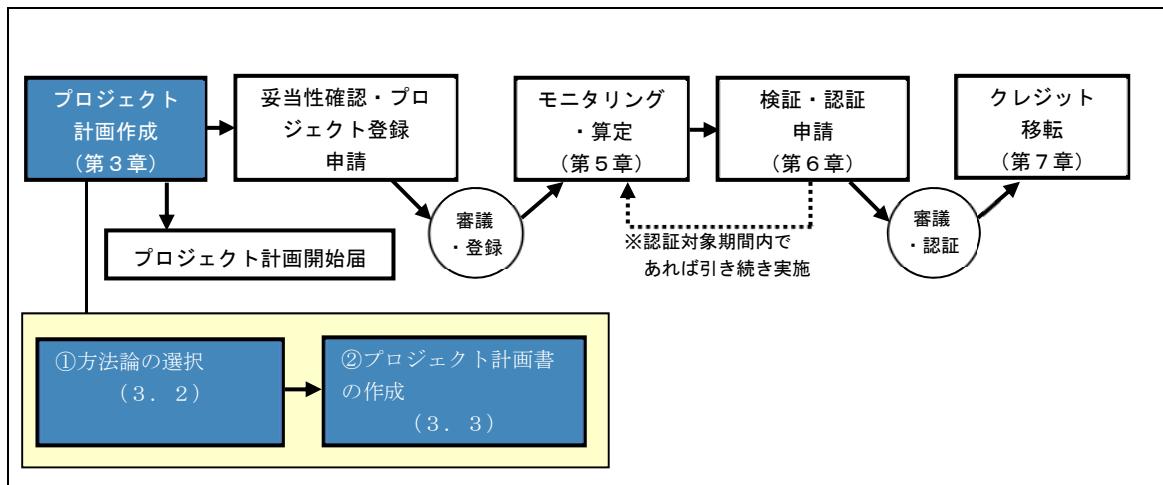
プロジェクト実施者は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J ークレジット制度）利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）に合意すること。

第3章 プロジェクトの計画書作成に係る要求事項及び手続

3.1 必要な手続

プロジェクト実施者が、プロジェクト計画書を作成する上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

＜手続及びフロー＞



3.2 方法論の選択

プロジェクト実施者は、プロジェクトの計画に当たり、実施しようとするプロジェクトに応する方法論を選択する必要がある。

方法論の選択に当たっては、実施しようとするプロジェクトが方法論の適用条件を全て満たしていること及び方法論に定められたモニタリング項目が全てモニタリング可能であることを確認する必要がある。適用条件を満たさない場合又はモニタリングが不可能な項目がある場合は、当該方法論を選択することはできない。なお、実施しようとするプロジェクトに対応する方法論がない場合は、新たな方法論の承認を申請することもできる。

(1) 方法論の選択

<http://japancredit.go.jp/menu04/methodology.html> を参照の上、実施しようとするプロジェクト（例えば、ボイラーの導入等）に対応した方法論があるか確認する。なお、一部の方法論については、それを利用するに当たって、プロジェクト計画書作成前に制度管理者へ確認することが必要となるので、上記サイトから開いた方法論文書の冒頭にその旨の表示があった場合は、方法論の利用を希望する旨を速やかに制度管理者へ連絡すること。

(2) 新たな方法論の承認を申請する

新たな方法論の承認を申請する場合は、方法論策定規程 4.1 に記載されている手続に従つ

て行う。なお、新たに方法論を申請せずに既存の方法論で対応できる場合等もあるため、まずは制度管理者に相談することが望ましい。

3.3 プロジェクト計画書の作成

プロジェクト実施者は、制度管理者が指定する様式を用い、選択した方法論に記載された方法に従ってプロジェクト計画書を作成しなければならない。また、登録簿での利用可能な様式が変更された場合や最新の様式に改めるように制度管理者から求められた場合には、プロジェクト実施者は適切な様式を用いて作成しなければならない。

プロジェクト計画書の作成において重要なのは、排出削減・除去見込み量の算定と、方法論及びモニタリング・算定規程に基づいたモニタリング計画の作成である。当該段階において、排出削減・除去見込み量や排出量の影響度がある一定の数値以下であることの証明を行う必要がある場合は、排出削減・除去見込み量が過剰に評価されないよう適切な想定値を設定しなければならない。

(1) 排出削減・除去見込み量の算定

以下の流れに沿って、排出削減見込み量の算定を行う。

①排出・除去活動の特定

方法論の「2. 排出削減・除去量の算定」内の＜排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動＞の記載内容に従い、プロジェクトにおいて算定対象とすべき排出・除去活動を特定する。

②モニタリング項目の確認

①において算定対象として特定した排出・除去活動について、方法論の「6. モニタリング方法」を参照し、排出量の算定に必要となるモニタリング項目（算定に必要なデータの種類）を確認する。モニタリング項目は、プロジェクト実施後排出量・除去及びベースライン排出・除去量のそれぞれについて確認する。

③排出削減・除去見込み量算定のためのデータの設定

②で確認した各モニタリング項目について、排出削減・除去見込み量を算定するための値を設定する。

- ◆ ベースライン設備の効率については、新設プロジェクトのように実績データがない場合は、方法論の解説を参照して標準的な設備の値を設定する。
- ◆ プロジェクト実施後の活動量（生成熱量や製品生産量等、方法論ごとに規定されるもの）については、プロジェクト計画段階では実績データがないため、過去の実績データで代用する等により、適切な値を設定する。

＜過去の実績データを当てはめる場合＞

- ・熱生成を伴うプロジェクト（例えば、ボイラーの更新）におけるプロジェクト実施後の活動量については、プロジェクト実施前における直近1年分（あるいは直近の1年度

分) の生成熱量 (燃料使用量の実績データを基に算定) を当てはめて値を設定する。

- ・燃料転換 (例えば、重油から天然ガスへの転換やバイオマスへの転換) を伴う場合は、燃料組成の違い (発熱量の違いや含水率の影響等) を適切に踏まえて値を設定する。

<過去の実績データがない場合 (新設プロジェクト等の場合) >

- ・プロジェクト実施者の事業計画 (例えば生産計画等) 等を基に、導入した設備の仕様等を踏まえ適切に推計する。

- ◆ 年度により値の異なるデフォルト値についても、プロジェクト計画書作成段階においてその値が明らかとなっている直近年度の値を代用する。
- ◆ また、方法論の「2. 排出削減・除去量の算定」に記載された「付随的な排出活動」のうち、影響度が5%未満であることを証明しようとするもの (妥当性確認時に影響度が5%未満であるものは排出量の算定は不要であり、1%以上5%未満であるものは妥当性確認時に確定した影響度を検証時に使用することとなる。) については、可能な限り実態に即したデータを用いるか、排出削減量が過剰に評価されないような想定値を使用しなければならない。

④排出削減・除去見込み量の算定

③で設定・想定した値を基に、適用する方法論に定められた算定式に従って排出削減見込量の算定を行う。

(2) モニタリング計画の作成

以下の流れに沿って、モニタリング計画を作成する。

①モニタリング方法の決定

ベースライン排出・除去量及びプロジェクト実施後排出・除去量の算定に必要なモニタリング項目 (特にエネルギー使用量や活動量等、プロジェクト実施後に継続的なモニタリングが必要となる項目) について、どのような方法で計測するか (購買量に基づく方法か、計量器による実測に基づく方法か等)、計量器により実測する場合においてはどこで計測するか (モニタリングポイント) 等について、モニタリング・算定規程及び方法論を参照しつつ、実施しようとするプロジェクトに適した方法を決定する。

②モニタリング体制の構築

本実施規程2.4を参照し、適切なモニタリング体制を構築する。

【森林管理プロジェクトの計画を行う場合のみ参照】

森林管理プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書に加え、方法論付記が定めるプロジェクト登録申請時の義務を満たすことを具体的に示した必要書類を併せて作成しなければならない。詳細は、方法論付記を参照。

- ・(プロジェクト実施地において、プロジェクト実施者以外の各種権利保有者がいる場合)
「森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認覚書」

- ・(プロジェクト実施地が含まれる森林経営計画において、プロジェクト実施者以外の各種権利保有者がいる場合)

「森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地以外の土地に関する永続性確認方法についての説明会実施記録」

- ・(主伐後に再造林を計画してプロジェクト計画の登録を行う森林から除外し、再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該林分で発生する実質的な排出量に係る補填量の算出に使用する場合)

「再造林モニタリングについての説明会実施記録」

【MRV 支援システムを利用する場合のみ参照】

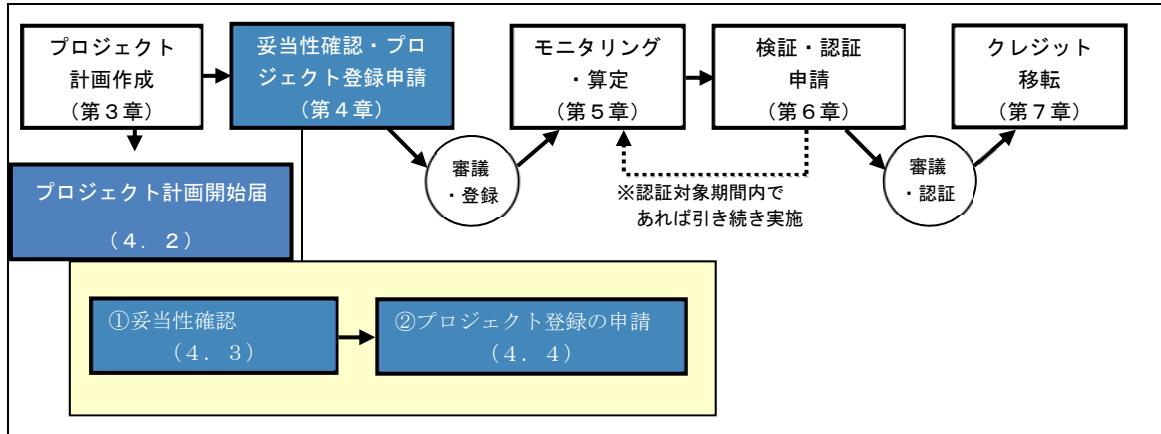
MRV 支援システムを利用するプロジェクト実施者は、通常のプロジェクト計画書の作成の手順（本節において前述）に加え、プロジェクト計画書の所定の欄にて利用を予定する MRV 支援システムを指定しなければならない。

第4章 プロジェクト登録に係る要求事項及び手続

4.1 必要な手続

プロジェクト実施者が、プロジェクトの登録申請をする上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

＜手続及びフロー＞



4.2 プロジェクト計画開始届

プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書の提出にあたり、本制度により定められた妥当性確認機関との契約を行う前に、当該プロジェクトの登録に係るプロジェクト計画開始届を作成し、制度管理者に提出する。

4.3 妥当性確認

プロジェクト実施者は、作成したプロジェクト計画書が、「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に定める要件を満たしていることを証明するため、妥当性確認機関による妥当性確認を受けなければならない。なお、方法論FO-001（森林経営活動）が定める実質的な排出量の算定に必要な主伐林分の排出量、伐採木材のうち永続的とみなされる期間にわたり利用されるものの炭素固定に係る吸収量、標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量は妥当性確認の対象とする。

妥当性確認を受けるに当たっては、以下の手続を実施する必要がある。

4.3.1 妥当性確認機関の選定

プロジェクト実施者は妥当性確認機関を選定しなければならない。

(1) 妥当性確認機関を選定

妥当性確認機関は、ISO 14065:2020認定を取得又は申請中（新規及び分野拡大）の認定分

野に対応する方法論に基づくプロジェクトのみ妥当性確認を行うことができる。従って、各機関が取得した認定分野を確認することが重要である。各機関が認定を取得又は申請中（新規及び分野拡大）の認定分野及び各機関の連絡先を含めた妥当性確認機関の一覧については、J-クレジット制度ホームページの審査機関一覧を参照のこと。また、妥当性確認は、プロジェクト実施者から独立した第三者である妥当性確認機関によって実施されなければならないため、妥当性確認機関との契約を行う前に、利害関係の有無について妥当性確認機関から確認される場合もある。

4.3.2 妥当性確認機関との契約締結

プロジェクト実施者は、妥当性確認機関と妥当性確認のための契約を締結しなければならない。プロジェクト実施者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者とし、当該代表者が契約を締結しなければならない。なお、当該代表者は日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない（ただし、本実施規程 Ver. 9.2 の有効期限以前に初回の妥当性確認を申請したものについては、この限りではない）。

（1）契約を締結

契約の締結に当たっては、以下の5つについて合意する必要がある。それぞれの内容については、妥当性確認機関から説明を受けること。

- 目的
- 基準
- 適用範囲
- 保証水準
- 重要性

また、事業採算性に関する情報など機微な情報の提供を求められる場合もあるため、守秘義務についても合意しておくことが望ましい。なお、妥当性確認機関は、妥当性確認を効率的に行うため、契約を締結する前にプロジェクトの内容やプロジェクトの実施環境を確認するとともに、モニタリング体制及びモニタリング方法並びに排出削減・除去量の算定体制及び算定方法を含むデータ処理過程などを確認することがある。これらに関連する情報提供を求められた場合には、適切に対応すること。

4.3.3. 妥当性確認機関への情報提供

妥当性確認を受けるに当たって、プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書を妥当性確認機関に提出しなければならない。その他、プロジェクト計画書に記載した内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供をしなければならない。

(1) 妥当性確認の受審

妥当性確認においては、プロジェクト計画書の記載内容と実態が一致していること並びに「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に定められた要件への適合について確認される。そのため、これらに関連する情報の提供を求められた場合には適切に対応すること。

①実施規程（プロジェクト実施者向け）への適合の確認

- i) プロジェクトが満たすべき要件
- ii) データの管理

②方法論への適合の確認

- i) 適用条件
- ii) 排出・除去活動
- iii) ベースラインの特定、ベースライン排出・除去量及びプロジェクト実施後排出・除去量

③モニタリング・算定規程への適合の確認

- i) 活動量のモニタリングについて分類Bが適用されている場合の計量器等
- ii) 活動量のモニタリングについて分類Cが適用されている場合の保守性

4.4 プロジェクト登録の申請

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請を行う際には、所定の様式に従ってプロジェクト登録の申請に必要な申請書類を作成するとともに、その他必要な書類を準備し、制度管理者に提出しなければならない。

＜作成が必要な書類＞

- ① プロジェクト計画書（妥当性確認機関が最終的に適合と判断したもの）
- ② 誓約書
- ③ プロジェクト登録申請書

＜準備が必要な書類＞

- ④ 妥当性確認報告書

(1) 妥当性確認報告書

妥当性確認報告書は、妥当性確認機関より受領すること。

なお、妥当性確認報告書を制度管理者に提出した後に、妥当性確認報告書に修正が生じた場合、妥当性確認機関から修正後の妥当性確認報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼すること。

(2) 制度管理者への提出

制度管理者による受付時や委員会での審議の結果、内容の不備等が発見された場合は、制度管理者より修正の連絡があるので、適切に対応すること。また、妥当性確認結果に関するもの

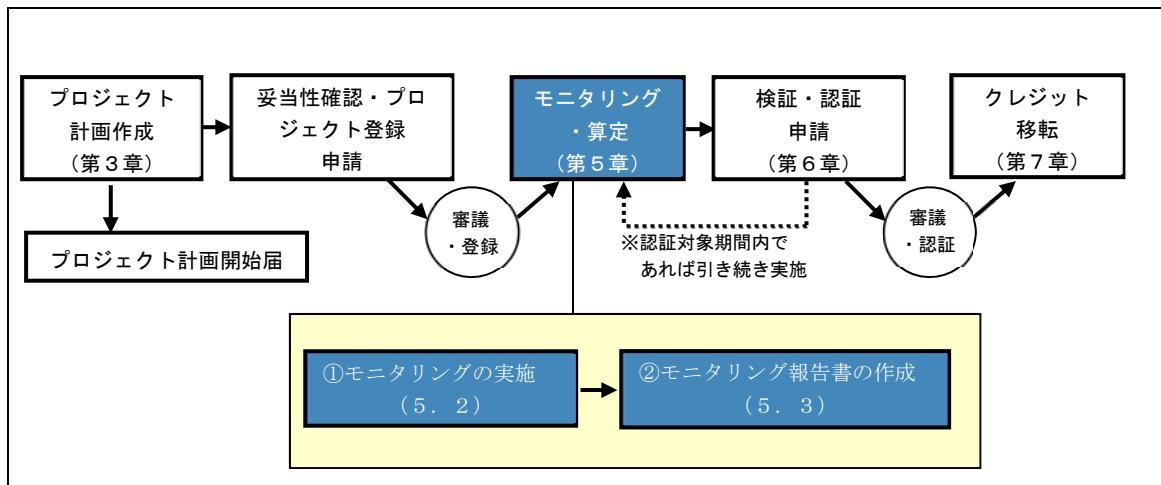
について修正が求められる場合は、原則、プロジェクト実施者から妥当性確認機関へ連絡すること。

第5章 モニタリングに係る要求事項及び手続

5.1 必要な手続

プロジェクト実施者が、モニタリングを実施する上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

＜手続及びフロー＞



5.2 モニタリングの実施

プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書に従って、モニタリングを実施しなければならない。

モニタリング方法についてプロジェクト計画書からの変更が生じた場合は、計画変更に関する手続を実施しなければならない。計画変更の手続については、本実施規定 6.5 を参照すること。

5.3 モニタリング報告書の作成

プロジェクト実施者は、実施したモニタリングの結果について、制度管理者が指定する様式に従ってモニタリング報告書を作成しなければならない。また、登録簿での利用可能な様式が変更された場合や最新の様式に改めるように制度管理者から求められた場合には、プロジェクト実施者は適切な様式を用いて作成しなければならない。

(1) モニタリング報告書の作成

モニタリング報告書の作成において重要なのは、プロジェクト計画書に基づいて排出削減・除去量の算定をすることである。以下に具体的な手順等を示す。

①モニタリングデータの確認

i) 排出削減・除去量の算定に必要な実測データ等が、プロジェクト計画書どおりにモニタ

リングされたものかどうか確認する。

ii) 制度のデフォルト値を利用する場合は、年度ごと等に値が変更されるものもあるため、方法論やモニタリング・算定規程を確認し、適切なデフォルト値が使われていることを確認する。

②排出削減・除去量の算定

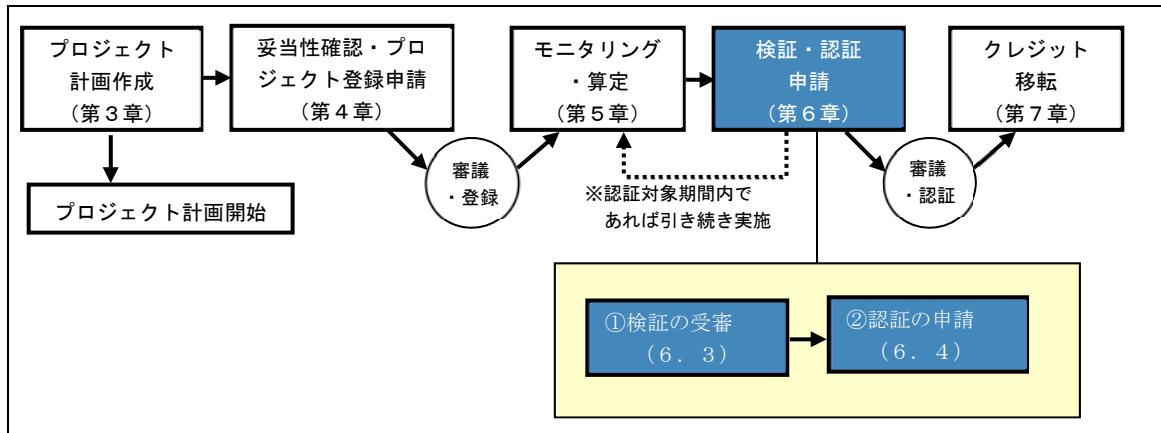
i) プロジェクト計画書作成時の方法論の算定式に従い、排出削減・除去量を算定する。

第6章 認証に係る要求事項及び手続

6.1 必要な手続

プロジェクト実施者が、排出削減・除去量の認証申請をする上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

＜手続及びフロー＞



6.2 認証の要件

本制度に基づき認証される排出削減・除去・吸収量は、実施要綱 3.1.9 に規定する以下の要件を満たさなければならない。

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・除去・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・除去・吸収量を算定し認証を申請する期間が、実施要綱 1.6 で規定する認証対象期間の終了日を越えないこと。
- ⑤ ④の認証を申請する期間は、本実施要綱 1.6 で規定する認証対象期間の開始日から認証を申請する期間の終了日までに、認証を申請しない期間や過去の認証を申請した期間と重複している期間がないよう設定すること。
- ⑥ 類似制度又は本制度において同一内容の活動がプロジェクト登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと。
- ⑦ その他制度の定める事項に合致していること。

※ プロジェクトにおいて、2つ以上の方法論を組み合わせている場合、認証申請を行う期間は統一しなければならない。

6.2.1 類似制度又は本制度において同一内容の活動がプロジェクト登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと

他の類似制度又は本制度で登録されているのと同一内容の排出削減・除去・吸収活動や、

他の類似制度又は本制度で認証を受けた排出削減・除去・吸収量については、本制度の認証を受けることはできない。

(1) 他の類似制度

他の類似制度としては、例えば、以下が挙げられる。

- グリーン電力証書
- グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度
- (森林管理プロジェクトの場合) 高知県協働の森CO2吸収量認証制度

6.3 検証

プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書どおりにモニタリングが実施されており、「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に基づいてモニタリング報告書に必要な情報を網羅していることを証明するため、検証機関による検証を受けなければならない。

なお、プロジェクト実施者がMRV支援システムによるモニタリング報告書・認証申請書・排出削減活動リストの作成や、審査機関の検証実施のための情報提供・一部検証報告書項目の入力に対する支援を希望する場合には、MRV支援システム運営者への依頼と、プロジェクト計画書でのMRV支援システムの利用申請が必要となる。

また、MRV支援システムの利用が可能な方法論は以下とする。

- EN-R-002 太陽光発電設備の導入

方法論F0-001(森林経営活動)が定める実質的な排出量の算定に必要な主伐林分の排出量、伐採木材のうち永続的とみなされる期間にわたり利用されるものの炭素固定に係る吸収量は検証の対象とする。

検証を受けるに当たっては、以下の手続を実施する必要がある。

6.3.1 検証機関の選定

プロジェクト実施者は、検証機関を選定しなければならない。

(1) 検証機関を選定

検証機関は、ISO 14065:2020認定を取得又は申請中(新規及び分野拡大)の認定分野に対応する方法論に基づくプロジェクトのみ検証を行うことができる。したがって、各機関が認定を取得した認定分野を確認することが重要である。各機関が認定を取得又は申請中(新規及び分野拡大)の認定分野及び連絡先を含めた検証機関の一覧については、J-クレジット制度ホームページの審査機関一覧を参照のこと。

また、妥当性確認機関と同一の機関を選定し、当該機関による検証を受けてもよい。

なお、利害関係の有無の確認内容等については、本実施規程 4.3.1 を参照のこと（妥当性確認機関を検証機関と読み替える）。

6.3.2 検証機関との契約締結

プロジェクト実施者は、検証機関を選定した後に、検証のための契約を締結しなければならない。プロジェクト実施者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者とし、当該代表者が契約を締結しなければならない。なお、当該代表者は日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない（ただし、本実施規程 Ver. 9.2 の有効期限以前に初回の妥当性確認を申請したものについては、この限りではない）。

（1）契約を締結

契約の締結に当たって留意することが望ましい事項については、本実施規程 4.3.2 を参照のこと（妥当性確認機関を検証機関と読み替える）。なお、妥当性確認機関との契約締結時ににおいて、検証まで含めた契約を締結している場合においては、再契約は不要である。

なお、検証機関は、検証を効率的に実施するため、契約を締結する前にプロジェクトの内容やプロジェクトの実施環境を確認するとともに、モニタリング体制及びモニタリング方法並びに排出削減量の算定体制及び算定方法を含むデータ処理過程などを確認する場合がある。これらに関連する情報提供が求められた場合には、適切に対応すること。

6.3.3 検証機関への情報提供

検証を受けるに当たって、プロジェクト実施者は、モニタリング報告書、登録されたプロジェクト計画書及び妥当性確認報告書を検証機関に提出しなければならない。その他、モニタリング報告書（必要に応じてプロジェクト計画書）に記載した内容に関する根拠資料や関連情報等について、検証機関からの要求に応じて情報提供をしなければならない。また、計画変更を伴う場合は、本実施規程 6.5 の手続に従うこと。

（1）検証

検証においては、登録済みのプロジェクト計画書どおりにモニタリングが行われていること、モニタリング報告書の記載内容とプロジェクトの実施状況が一致していること及び「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に定められた要件への適合について確認される。また、ベースライン排出・除去量、プロジェクト実施後排出・除去量及び排出削減・除去量がモニタリング・算定規程の規定どおり正しく算定されているかについても確認される。その他、以下のような点についても確認されるため、これらに関連する情報の提供が求められた場合には適切に対応すること。

- ①プロジェクト計画書からの変更の有無の確認
- ②モニタリング項目、算定の確認

- i) 活動量
- ii) 単位発熱量、排出係数
- iii) 算定式

③排出削減・除去量以外の情報の確認

- i) 様式
- ii) 記入漏れ
- iii) 省エネルギー量

④データ管理の確認

⑤二重認証の有無の確認

6.4 認証の申請

プロジェクト実施者は、認証の申請に当たって、所定の様式に従って認証申請に必要な申請書類を作成するとともに、その他必要な書類を準備し、制度管理者に提出しなければならない。

また、認証の申請時には、認証後に高知県版J-クレジットを発行する口座の保有者及び口座番号を制度管理者に報告すること。

なお、方法論で別途定める場合を除き、認証対象期間の終了日から1年を経過した日以降に、認証申請することはできない。

＜作成が必要なもの＞

- ① モニタリング報告書（検証機関が最終的に適合と判断したもの）
- ②（プログラム型プロジェクトの場合）削減活動実績リスト
- ③ 認証申請書

＜準備が必要なもの＞

- ④ 検証報告書

（1）検証報告書

検証報告書は、検証機関から受領すること。

なお、検証報告書を制度管理者に提出した後に、検証報告書に修正が生じた場合、検証機関から修正後の検証報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼すること。

6.5 計画変更を伴う場合

登録済みのプロジェクト計画書の内容について変更が生じた場合、プロジェクト実施者は以下に示すいずれかの手続を行う必要がある。

なお、登録済みのプロジェクト計画書に記載された方法に沿って適切にモニタリングした値で、下記のいずれかに該当する値がプロジェクト計画書の記載と異なる場合は、プロジェクト計画書の内容の変更に該当しない。

- 対象期間での累計をモニタリングする活動量

- 検証時に最新の値や認証申請の前年（度）に公表された値をモニタリングする係数
基本文書の改定に伴う記述の変更のうち、下記のいずれかに該当する制度管理者が手続
不要であると判断した事項に関しては、プロジェクト計画書の内容の変更に該当しない。
- 本実施規程 Ver. 10.0 までに定められていたプログラム型プロジェクトの共通する属
性の廃止に伴う変更

他方、下記のいずれかに該当する値がプロジェクト計画書の記載と異なる場合は、プロジ
ェクト計画書の内容の変更に該当する。

- プロジェクト登録時に設定される値であって、認証対象期間を通じて同じ値を使い
続ける活動量や係数（例えば、設備性能のカタログ値等）
- モニタリングが初回検証申請時までの1回のみとされる値であって、認証対象期間
を通じて同じ値を使い続ける活動量や係数（例えば、森林の施業面積や地位等）
- 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト実施地の追加又は削除、施業の実施箇
所や実施時期の調整・変更

6.5.1 登録情報の変更が生じた場合

以下に該当する登録情報の変更に関しては、登録情報の変更届を制度管理者に提出しな
ければならない。制度管理者が内容を確認したことをもって、登録情報の変更がなされたもの
とする。なお、登録情報の変更届の提出は認証申請時（又は検証時）を原則とするが、特
段の事情に応じて認証申請時（又は検証時）以外のタイミング（ただし認証申請するこ
ができる期間内。以下同様。）での提出を認めるものとする。

- プロジェクト実施者に関する情報（代表者の役職、氏名、及び担当者の所属、氏名、
連絡先）

6.5.2 形式的な計画変更が生じた場合

以下に該当する形式的な計画変更に関しては、認証申請時に本実施規程 6.4 に定める提
出物に加えて、プロジェクト計画変更届を制度管理者に提出しなければならない。なお、プ
ロジェクト計画変更届の提出は認証申請時を原則とするが、特段の事情に応じて認証申請
時以外のタイミングでの提出を認めるものとする。制度管理者は、変更内容について委員会
に報告するものとする。委員会への報告をもって、プロジェクト計画の変更がなされたもの
とする。

- プロジェクト実施者の社名や本社所在地の変更（特定した排出源の変更等を伴いプ
ロジェクトの実態に影響を与えるものを除く）
- クレジット取得予定者の変更
- プログラム型プロジェクトにおける認証対象期間の延長（実施要綱 1.6 の規定に基
づくもの。個々の削減活動ではなくプロジェクト全体の認証対象期間の延長を指す）
なお、特段の事情により認証申請以外のタイミングで形式的な変更について制度管理者

にプロジェクト計画変更届を提出した場合は、プロジェクト実施者は、検証の際に検証機関にその旨報告しなければならない。

6.5.3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合

形式的な変更以外の計画変更が生じた場合、プロジェクト実施者は、検証時に本実施規程6.3.3に定める提出物に加えて、プロジェクト計画変更届を検証機関に提出し、その内容も含めて検証を受けなければならない。なお、プロジェクト計画変更届の提出は検証時を原則とするが、特段の事情に応じて検証時以外のタイミングでの提出を認めるものとする。

検証の結果、検証機関が改めて妥当性確認が必要であると判断した場合は、計画変更届の内容について再妥当性確認を経て、制度管理者にプロジェクト計画変更届を提出し、プロジェクト再登録を含めた計画変更の申請を行わなければならない。

検証の結果、検証機関が妥当性確認は不要であると判断した場合は、制度管理者にプロジェクト計画変更届及び検証機関が作成する当該判断の証跡となる文書を提出し、計画変更の申請を行わなければならない。

制度管理者が申請内容を委員会に報告し、委員会において計画変更に関する審議を行い、内容が受理されたことをもってプロジェクト計画の変更がなされたものとする。また、形式的な変更以外の変更が生じたにも関わらず、プロジェクト計画変更届を提出せずに認証の申請を行ってはならない。

（1）再妥当性確認及びプロジェクト再登録申請

再妥当性確認については、原則、検証機関による検証とあわせて受けるものとするが、特段の事情に応じて検証時以外のタイミングで受けられるものとする。また、プロジェクト再登録の申請については、認証の申請とあわせて実施することができる。手続については、通常の妥当性確認及びプロジェクト登録の申請に準じたものとなる。

＜再妥当性確認が必要な場合の例＞

- 追加性の有無の判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 持続可能性の確保に係る環境社会配慮の実施内容に影響を及ぼすような計画の変更
- 方法論の適用条件を満たしているか否かの判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 排出削減・除去量の増加につながるような計画の変更
- ベースライン再設定による認証対象期間の延長
 - ただし、再生可能エネルギー分野の方法論に基づき、再生可能エネルギー発電設備を導入するプロジェクトについては、再妥当性確認を不要とする。

＜再妥当性確認が不要な場合の例＞

- 方法論で認められている他のモニタリング方法への変更
- 要求頻度ではないモニタリング頻度の変更

- 追加性評価に影響を及ぼさない設備仕様の変更
- ベースライン再設定による認証対象期間の延長
 - ただし、再生可能エネルギー分野の方法論に基づき、再生可能エネルギー発電設備を導入するプロジェクトに限る。

なお、方法論で認められているほかのモニタリング方法への変更とは、例えば、電力使用量 [kWh] を定格消費電力 [kW] × 設備使用時間 [h] によりモニタリングしていたもの（分類C）を、計量法の検定を受けた電力量計（特定計量器）によるモニタリング（分類B）へ変更した場合が該当する。

【森林管理プロジェクトを実施する場合のみ参照】

＜再妥当性確認が不要な場合の例＞

- ① モニタリングプロットの単純増加又は位置変更
- ② モニタリングプロットを設置するモニタリングエリアの変更
- ③ 森林経営計画の範囲内で間伐の実施箇所や実施時期の調整を行い、認証対象期間中の吸収量が増加しない場合
- ④ モニタリング結果としての地位・樹種・林齡の変更に伴う、各種係数・成長量を変更する場合
- ⑤ 主伐の計画が取り止め（又は認証対象期間終了後へ延期）となる場合
- ⑥ Ver. 5.1 以前の方法論 F0-001 に基づき、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量をプロジェクト実施後吸収量として算定している計画の該当箇所について、Ver. 6.0 以降の同方法論の適用条件 1 のただし書きの規定に基づき、当該林分をプロジェクト計画の登録を行う森林から除外する変更を行わない場合

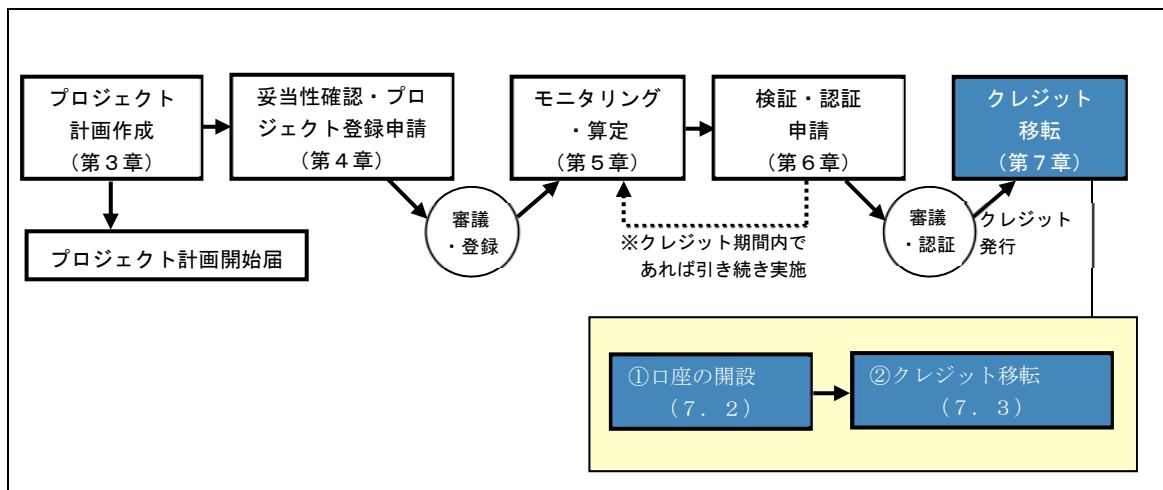
第7章 クレジットの移転に係る要求事項及び手続

本章は、プロジェクト実施者自らがクレジットを取得し、その後、移転を行う場合のみ適用される。

7.1 必要な手続

プロジェクト実施者が、クレジットの移転申請をする上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

＜手続及びフロー＞



7.2 口座の開設

プロジェクト実施者は、認証申請時までに、登録簿規程に従って J－クレジット登録簿口座開設の申請を行い、口座を開設しておかなければならぬ。

7.3 クレジット移転

プロジェクト実施者は、自らの口座に保有するクレジットを他の者に移転する場合は、登録簿規程に従って、登録簿上で手続を行う。

なお、プロジェクト実施者が、自らの創出したクレジットを他者のために代理で無効化を実施する場合には、登録簿規程に従って、登録簿上で手続を行う。

第8章 森林管理プロジェクトに係る特別措置

森林管理プロジェクトを実施する場合、適用した方法論のバージョンに関わらず、方法論の付記における下記規定については、最新バージョンの内容に従うこと。

- ・永続性担保措置等に係るプロジェクト実施者の義務
- ・収用などの避けがたい土地転用及び自然攪乱等への対処
- ・認証対象期間の設定（F0-001 及び F0-003）
- ・既登録プロジェクトへの適用（F0-001）

施行日

本文書は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1. 0	H25. 10. 1	H27. 1. 19	新規制定
2. 0	H27. 1. 20	H28. 1. 27	<p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件 (森林管理プロジェクトの場合のみ) 適切な認証期間が設定されていることを追記</p> <p>2. 2. 6 (森林管理プロジェクトの場合のみ) 永続性担保措置が取られ、適切な認証対象期間が設定されていること 適切な認証期間が設定されていることを追記</p> <p>8. 2 自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用への対処 避けがたい土地転用に係る記述の明確化</p> <p>8. 3 認証対象期間の設定 森林管理プロジェクトの場合、主伐の時期を意図的に避けて認証対象期間を設定してはならないことを追記</p> <p>森林管理プロジェクトにおける認証対象期間の開始日の特例措置について追記</p>
2. 1	H28. 1. 28	H28. 3. 10	<p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件 プロジェクトの登録要件として「類似制度において登録されていないこと」を追記</p> <p>6. 2 認証の要件 排出削減・吸収量の認証要件として「プロジェクトが類似制度において登録されていないこと」を追記</p>
2. 2	H28. 3. 11	H28. 10. 31	<p>3. 2 方法論の選択 (1) 方法論の選択 なお、「一部の方法論については、それを利用するに当たって、プロジェクト計画書作成前に制度管理者へ確認することが必要となるので、上記サイトから開いた方法論文書の冒頭にその旨の表示があった場合は、方法論の利用を希望する旨を速やかに制度管理者へ連絡すること」を追記。</p>

3. 0	H28. 11. 1	H29. 7. 20	<p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件</p> <p>プロジェクト要件の③として「認証対象期間に関する実施要綱1. 6の規定に合致していること」を追加等</p> <p>2. 2. 3 類似制度において登録されていないこと</p> <p>プロジェクトの登録要件として「プロジェクト実施者が本制度で登録しようとする排出削減・吸収活動が、他の類似制度にも登録されている場合、本制度の登録を受けることはできない。」を追加</p> <p>2. 2. 4 追加性を有すること</p> <p>ランニングコストに含める範囲の例に、注記として「プロジェクトの実施に伴い外部へ供給する電力、熱等による収益は、プロジェクト実施後のランニングコストから控除すること。」を追加</p> <p>6. 2 認証の要件</p> <p>認証要件の④で、排出削減・吸収量を算定した期間を、「本実施要綱1. 6で規定する認証対象期間の終了日を超えないこと」に変更</p> <p>6. 5. 1 形式的な変更が生じた場合</p> <p>末尾に「なお、認証対象期間の延長については、平成28年10月31日までにプロジェクト登録が承認されており、かつ、延長前の認証対象期間の終了日が令和3年3月31日までのプロジェクトに限り、形式的な変更として行うことができる。その場合、延長前の認証対象期間の内に届を提出しなければならない。」を追加</p> <p>形式的な変更に該当する例として、「認証対象期間の延長（実施要綱1. 6の規定に基づくもの）」を追加</p> <p>8. 1. 2 プロジェクト登録後の義務</p> <p>義務の履行期限を、①②については「認証対象期間の終了日から10年を経過する日」に、③については「認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日」に変更等</p> <p>8. 1. 3 補填義務</p> <p>末尾を「②の場合は、認証対象期間が終了した翌々年度の9月30日まで」に変更</p> <p>補填義務が生じる例の①の対象期間を、「プロジェクト登録がなされた日から、認証対象期間の終了日から10年を経過する日まで」に変更</p>
------	------------	------------	--

4. 0	H29. 7. 21	H29. 8. 31	<p>1.2 用語の定義 プログラム型プロジェクトの定義を変更</p> <p>2.2 プロジェクトが満たすべき要件 プロジェクト要件②を「プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること」に変更</p> <p>2.2.2 プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること 上記と同様に文言を変更。平成24年度中に開始した活動に係るただし書を削除</p> <p>2.2.9 その他制度の定める事項に合致していること プログラム型プロジェクトの要件を一部変更</p> <p>3.3 プロジェクト計画書の作成 プログラム型プロジェクトを実施する場合の参照事項を一部削除</p>
4. 1	H29. 9. 1	R1. 6. 3	<p>文書全体 「森林施業計画」の文言を削除</p> <p>2.2 プロジェクトが満たすべき要件 ②のただし書に「森林管理プロジェクト及び」を追加</p> <p>2.2.2 プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること 「2.2プロジェクトが満たすべき要件」②を森林管理プロジェクトに適用しないことを明記</p> <p>2.2.3 類似制度において登録されていないこと 項題を修正し、「他の類似制度」を「他の類似制度又は本制度」に変更</p> <p>2.2.4 追加性を有すること ③として「森林管理プロジェクト 各方法論の要件によること。」を追加</p> <p>2.2.9 その他制度の定める事項に合致していること 二重登録に係る解説に加筆</p> <p>2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止 「他の類似制度」を「他の類似制度又は本制度」に変更</p>

4. 2	R1. 6. 4	R2. 2. 9	<p>6. 4 認証の申請</p> <p>認証対象期間終了後の認証申請が可能な期限を追加</p> <p>8. 1. 3 補填義務</p> <p>プロジェクト実施後排出量のうち、プロジェクト実施者が補填する必要がない場合を追加</p>
4. 3	R2. 2. 10	R2. 8. 2	<p>2. 2. 9 その他制度の定める事項に合致していること</p> <p>属性 e に条件を追加</p> <p>プログラム型プロジェクトの属性 f を追加</p>
5. 0	R2. 8. 3	R3. 1. 14	<p>2. 2. 3 認証対象期間に関する実施要綱 1. 6 の規定に合致していること</p> <p>新規追加</p> <p>2. 2. 5 追加性を有すること</p> <p>プロジェクト実施前の燃料・電力単価として「燃料・電力会社が一般に公表している単価」を追加</p> <p>4. 2. 1 妥当性確認機関の選定</p> <p>妥当性確認分野について変更</p> <p>6. 3. 1 検証機関の選定</p> <p>検証分野について変更</p> <p>6. 5. 1 形式的な変更が生じた場合</p> <p>形式的な変更として認められる場合として、「制度延長に伴う認証対象期間の延長」へ変更</p> <p>6. 5. 2 形式的な変更以外の変更が生じた場合</p> <p>形式的な変更以外の変更の例として、「ベースライン再設定による認証対象期間の延長」を追加</p> <p>8. 1. 3 補填義務</p> <p>補填義務が生じた場合に、補填するクレジット量を明確化</p> <p>8. 2 収用など避けがたい土地転用及び自然攪乱等への対処</p> <p>自然攪乱及び森林病虫獣害対策主伐を土地転用と同等に位置付けるとともに、制度管理者に対する報告を「当該箇所において発行されていたクレジットの量」に変更</p>
5. 1	R3. 1. 15	R3. 9. 20	<p>2. 2. 6 方法論に基づいて実施されること</p> <p>(2) として方法論のバージョンに関するすることを追加</p>

6.0	R3. 9. 21	R3. 12. 23	<p>2.2.10 その他制度の定める事項に合致していること プログラム型プロジェクトの方法論共通要件を特定方法論に係る特定ケースに限り部分的に解除</p>
7.0	R3. 12. 24	R4. 8. 24	<p>2.2.4 類似制度において登録されていないこと 同一内容の排出・削減活動に係る説明を追加</p> <p>2.2.6 方法論に基づいて実施されること 方法論のバージョンに関する補足におけるプログラム型プロジェクトに係る規定に例外を追加</p> <p>2.2.10 その他制度の定める事項に合致していること プログラム型プロジェクトの削減活動に求められる共通属性の c と d を統合</p> <p>6.5.1 形式的な変更が生じた場合 「プログラム型プロジェクトにおける認証対象期間の延長」を追加</p>
8.0	R4. 8. 25	R4. 9. 14	<p>2.2.10 その他制度の定める事項に合致していること (プログラム型プロジェクトについて) プログラム型プロジェクトの削減活動に求められる共通属性の b に、任意団体に係る注記を追加 プログラム型プロジェクトの対象に吸収活動を追加</p> <p>2.4 データ管理 再造林に係り保存すべき情報についての記述を追加</p> <p>2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止 主張できる内容例等を加筆修正</p> <p>3.2 方法論の選択 新たな方法論の認証についての記述を追加</p> <p>3.3 プロジェクト計画書の作成 森林管理プロジェクトに係る記述を追加</p> <p>6.5.1 形式的な変更が生じた場合 「森林管理プロジェクトの認証対象期間の延長に伴う既登録プロジェクトの認証対象期間の延長」を追加</p> <p>第8章 森林管理プロジェクトに係る特別措置 森林管理プロジェクトの諸規定の改定等に伴い記述を加筆修正</p>

8. 1	R4. 9. 15	R4. 12. 22	<p>2. 5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止</p> <p>主張できる内容例を加筆</p>
8. 2	R4. 12. 23	R5. 3. 9	<p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件</p> <p>再妥当性確認を行って設備を追加した場合の考え方を明確化</p>
8. 3	R5. 3. 10	R5. 5. 24	参照している ISO の版の番号を明記。
9. 0	R5. 5. 25	R5. 12. 17	<p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件</p> <p>「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を追加</p> <p>6. 5. 2 形式的な変更以外の変更が生じた場合</p> <p>再妥当性確認が必要な場合の例に「持続可能性の確保に係る環境社会配慮の実施内容に影響を及ぼすような計画の変更」</p>
9. 1	R5. 12. 18	R5. 12. 27	<p>4. 3. 2 妥当性確認機関との契約締結</p> <p>プロジェクト実施者が複数存在する場合について追記</p> <p>6. 3. 2 検証機関との契約締結</p> <p>プロジェクト実施者が複数存在する場合について追記</p> <p>8. 1. 1 プロジェクト登録申請時の義務</p> <p>プロジェクト実施者が複数存在する場合について追記</p> <p>各種権利保有者との間で合意する内容として約款遵守主体としての地位等を追加</p> <p>8. 1. 3 補填義務</p> <p>再造林モニタリング期間中の補填義務が生じた場合の補填量に係る規定を改定</p> <p>8. 1. 4 補填の方法</p> <p>調達して補填する J-クレジットに係る制限を改定</p> <p>8. 2 収用などの避けがたい土地転用及び自然攪乱等への対処</p> <p>制度管理者への報告に添付する資料に係る規定を改定</p>

9. 2	R5. 12. 28	R7. 2. 13	<p>2. 2. 6 方法論に基づいて実施されること</p> <p>「方法論のバージョンに関する補足」におけるプロジェクトが基づく方法論に係る記述を修正</p>
10. 0	R7. 2. 14	R7. 3. 6	<p>全般</p> <p>対象活動として「除去」を追加し、それに関連する規定を追加</p> <p>2. 2 プロジェクトが満たすべき要件</p> <p>⑨の「森林管理プロジェクトの場合のみ」を「方法論が定める場合のみ」に改定（2. 2. 9 も改定）</p> <p>2. 2. 4 類似制度において登録されていないこと</p> <p>重複登録確認時のプロジェクト実施者の義務を明示</p> <p>2. 2. 11 その他制度の定める事項に合致していること (プログラム型プロジェクトについて)</p> <p>「削減・吸収活動の移動に関する取扱い」に係る規定を追加</p> <p>プログラム型運営・管理者が日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない規定、及び運営・管理者により取りまとめられる団体の構成者の要件に係る規定を追加</p> <p>共通する属性に係る規定を廃止し、補足事項において情報通信技術（ICT）に関する記述を追加</p> <p>2. 3 役割と責任</p> <p>プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に所定の様式を使用しなければならない規定を追加</p> <p>2. 4 データ管理</p> <p>森林管理プロジェクトの計画を行う場合の参考事項を改定</p> <p>2. 6 約款の合意</p> <p>記述を追加</p> <p>3. 3 プロジェクト計画書の作成</p> <p>創出システムを利用するプロジェクトの場合に係る参考事項を追加</p> <p>プロジェクト実施者が適切な様式を用いて作成しなければならない規定を追加</p> <p>森林管理プロジェクトの計画を行う場合の参考事項を改定</p>

			<p>4.3 妥当性確認 方法論 F0-001 が定める実質的な排出量の算定に必要なパラメーターを妥当性確認の対象に追加</p> <p>4.3.2 妥当性確認機関との契約締結 プロジェクト実施者の代表者が日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない規定を追加</p> <p>5.3 モニタリング報告書の作成 プロジェクト実施者が適切な様式を用いて作成しなければならない規定を追加</p> <p>6.3 検証 方法論 F0-001 が定める実質的な排出量の算定に必要なパラメーターを検証の対象に追加</p> <p>6.3.2 検証機関との契約締結 プロジェクト実施者の代表者が日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない規定を追加</p> <p>6.5.1 形式的な変更が生じた場合 クレジット取得予定者に関する文言を修正し、森林管理プロジェクトの認証対象期間の延長に関する記述を削除</p> <p>第8章 森林管理プロジェクトに係る特別措置 内容を各森林分野方法論へ移設し、従うべき方法論のバージョンに関する規定を追加</p> <p>認証対象期間に係る注記に F0-003 を追加</p> <p>最新バージョンの内容に従わなければならない方法論付記の規定として「既登録プロジェクトへの適用 (F0-001)」を追加</p> <p>その他、所用の修正</p>
11.0	R7.3.7	R7.8.6	<p>全般 実施規程（プログラム型プロジェクト用）の制定を受けて適宜変更</p> <p>2.2.2 プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること リース設備の場合にプロジェクトが実施された日はリース契約の開始日とすることを追記</p> <p>2.2.3 認証対象期間に関する実施要綱 1.6 の規定に合致していること</p>

		<p>一般慣行障壁の有無による追加性評価に係る記述を改訂。2つ以上的方法論を組み合わせる場合の注記を追加</p> <p>2.2.5 追加性を有すること</p> <p>リース契約に基づいて費用を負担する設備の導入に関する記述を追加</p> <p>一般慣行障壁の有無による追加性評価に係る記述を改訂</p> <p>地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合に係る記述を追加</p> <p>2.2.10 その他制度の定める事項に合致していること</p> <p>プログラム型プロジェクトを実施する場合の要件は実施規程（プログラム型プロジェクト用）に定める旨を記述し、内容は同規程へ移設</p> <p>2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止</p> <p>二重主張の禁止に係る記述を追加</p> <p>第6章 認証に係る要求事項及び手続</p> <p>変更の要否に係る記述、及び「6.5.1 登録情報の変更が生じた場合」を追加</p> <p>計画変更が認証申請時（又は検証時）に行うことを原則とすることを追加</p> <p>6.2 認証の要件</p> <p>2つ以上的方法論を組み合わせているプロジェクトでも認証申請期間は統一する旨を注記</p> <p>6.5 登録情報の変更又は計画変更を伴う場合</p> <p>基本文書の改定に伴う記述の変更のうち制度管理者が手続き不要と判断した事項を追加</p> <p>計画変更に該当する事項として、森林管理プロジェクトの施業内容の変更に関する事項を追加</p> <p>6.5.3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合</p> <p>再妥当性確認が不要であると判断された場合に、当該判断の証跡となる文書を認証委員会に報告する規定を追加</p> <p>森林管理プロジェクトにおいて、再妥当性確認が不要な場合の例に関する規定を追加</p>
--	--	---

11. 1	R7. 8. 7	R8. 1. 18	<p>2. 2. 5 追加性を有すること</p> <p>地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合に係る記述に、建築物に関する内容を加筆</p> <p>6. 2. 1 類似制度又は本制度において同一内容の活動がプロジェクト登録や排出削減・吸収量の認証を受けていないこと</p> <p>認証を申請する期間の設定について明記</p>
11. 2	R8. 1. 19	—	<p>4. 3. 2 妥当性確認機関との契約締結</p> <p>6. 3. 2 検証機関との契約締結</p> <p>プロジェクト実施者の代表の法人要件に対する遡及の条件を修正</p> <p>6. 4 認証の申請</p> <p>認証の申請期限に係る規定に「方法論で別途定める場合を除き」という文言を追加</p> <p>6. 5. 1 登録情報の変更が生じた場合</p> <p>登録情報の変更について手続き及び提出しなければならない書類名を修正</p> <p>6. 5. 2 形式的な計画変更が生じた場合</p> <p>形式的な計画に該当する場合として本社所在地の変更を追加</p> <p>6. 5. 3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合</p> <p>再妥当性確認時に提出が必要な書類を修正</p>